

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年1月28日(平成28年(行個)諮問第15号)

答申日：平成28年7月7日(平成28年度(行個)答申第58号)

事件名：特定日付け特定法務局の懲戒をしない旨の決定の起案文書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定日A特定法務局の懲戒しない旨の決定の起案文書に記録された審査請求人に係る保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成27年12月28日付け○庶第372号により特定法務局長(以下「処分庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

特定日Bに特定司法書士会綱紀調査委員会が審査請求人に聞き取り調査をし、特定法務局に回答したとおりに記載すること。審査請求人は、特定法務局の主張のとおり特定教授の一般論・特定局長の一般論が正しいければ、特定A司法書士の説明が誤りになるので、注意勧告処分するよう申ししたが、特定文書番号で特定司法書士会から特定A司法書士に対し注意又は勧告の手続きをしない旨回答があった。

(2) 意見書

別紙(略)のとおり、特定B司法書士に対する懲戒処分申出書の提出を予定しています。

つきましては、「本件特定番号遺言公正証書で貸金庫を開扉できる。」と言う、特定A司法書士の説明が正しいので、起案理由に「特定A司法書士の説明(公正証書遺言で指定した遺言執行者は貸金庫を開扉できる。特定銀行が間違っている。)が正しいので、懲戒処分しない。」を追加してほしい。

理由が明記されれば、特定B司法書士の説明が正しいことが分かり、懲戒処分申出書を提出する必要もなく、特定法務局、特定司法書士会、法務省、情報公開・個人情報保護審査会の業務も軽減されることとなる。

なお、特定A司法書士に対する懲戒処分申出書には、第5証拠方法の3に特定管区行政評価局の意見が記載されていたが、特定管区行政評価局はこの意見を否定したので削除し、特定公証人・前特定法務局長の一般論を記載したものである。

・民事法情報研究会だよりNO. 6（略）

（前略）私は、遺言執行者の指定の次に、「相続人の同意を要することなく」預金等の解約や貸金庫の開扉をすることができるとの言わずもがなの文章を付記しています。（中略）遺言執行者が、自分の身分証明書と遺言公正証書を提示して手続きを採れば良く、銀行が要求する文書の提出は不要です。（後略）

参考

特定A司法書士が「本件遺言公正証書で、遺言執行者は貸金庫を開扉できる。特定銀行が間違っている。」と説明したので、特定司法書士会に司法書士法61条に基づき注意するよう申出した。

特定司法書士会から、注意又は勧告の手続きをしない旨、特定文書番号で注意勧告運用規則11条4項に基づき通知があった。

特定A司法書士の説明（公正証書遺言で指定した遺言執行者は貸金庫を開扉できる。特定銀行が間違っている。）が正しい。特定公証人、特定元特定法務局長の根拠法令判例は無い、一般論は間違いである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る訂正請求の原処分について

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法30条2項の規定に基づき、平成27年12月28日○庶第372号通知をもって、開示された保有個人情報の内容は事実であり、その内容に不足はないことから、訂正請求に理由があると認められないことを理由に訂正をしない旨の決定（原処分）を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

審査請求人の主張は、平成28年1月5日付けの審査請求書（上記第2の2（1））のとおりであるが、訂正請求書の理由と何ら異ならず、どのような理由で何が事実でないかと主張しているのかについては、判然としない。

3 原処分についての検討

上記1のとおり、原処分では訂正しないこととした理由は明示しているのに対し、審査請求人の訂正理由は上記2のとおりであり、判然としない。いずれにせよ、訂正請求のあった文言は、これを追加しなければ保有個

人情報が誤りとなるものではないため、法 29 条の保有個人情報の訂正請求に理由があるときには該当せず、原処分判断は妥当であるといえる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る訂正請求について訂正をしないとした原処分は、妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 1 月 28 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 2 月 17 日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月 19 日 審議
- ⑤ 同年 6 月 6 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年 7 月 5 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、特定日 A 特定法務局の懲戒しない旨の決定の起案文書に記録された審査請求人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、特定の文言の追加記入による訂正を求めるものである。

処分庁は、開示された保有個人情報の内容は事実であり、その内容に不足はないことから、訂正請求に理由があるとは認められないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、訂正請求書どおりの訂正を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法 27 条 1 項において、同項 1 号ないし 3 号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法 12 条 1 項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法 27 条 1 項 1 号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報が記録された起案文書は、審査請求人が特定

法務局に行った特定の司法書士に対する懲戒処分申出に関し、当該法務局が作成したものであり、そのうち審査請求人が訂正を求めるのは、本件対象保有個人情報を見分したところ、決裁の伺い文書に添付された別紙の部分と認められる。

当該別紙のうち、一部については、本件訂正請求に先立つ開示決定において不開示とされており、本件訂正請求の対象から除かれるが、その余の開示部分（以下「訂正請求部分」という。）には、本件に係る懲戒処分の申立てから同起案に至る経緯等の事実関係が記録されていると認められることから、当該部分は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分（「事実」に限る。）の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に対し、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。
- (2) 審査請求人は、訂正請求部分について、「特定A司法書士の説明（公正証書遺言で指定した遺言執行者は貸金庫を開扉できる。特定銀行が間違っている。）が正しいので、懲戒処分しない。」との記載を追加記入するように求めており、その理由として、特定司法書士会綱紀調査委員会が審査請求人に聞き取り調査をし、特定法務局に回答したとおり記載することなどと主張する。
- (3) そこで検討すると、当審査会において、審査請求書（上記第2の2（1））並びに審査請求人から提出された意見書（同（2））及びその添付資料（略）を確認したところ、本件の懲戒処分申出の経緯等の説明はされているものの、審査請求人から本件訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な主張や根拠が提示されているとは認められず、また、訂正請求のあった文言を追加しなければ保有個人情報が誤りとなるものではないとする諮問庁の説明を覆すべき特段の事情も確認できないことから、本件対象保有個人情報につき、法29条の訂正請求に理由があると認める

ときに該当するとはいえない。

(4) したがって、法 29 条に基づく訂正義務があると認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、訂正請求に理由があると認められないとして不訂正とした決定については、法 29 条の保有個人情報の訂正請求に理由があると認めるときには該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史